

第6回福岡県子ども・子育て会議 会議録

1. 日 時 平成27年9月2日(水)13:30～15:30
2. 場 所 福岡県庁行政棟11階 福岡よかもんひろば 多目的ホール
3. 出席者 14名
麻生順子委員、井上利一委員、小津智一委員、門田理世委員、古森直子委員、
佐々木美智子委員、田中彩委員、西原親委員、西原尚之委員、菱谷信子委員(会長)、
松崎剛委員、武藤好美委員、森田さゆり委員、吉岡美保委員
4. 欠席者 4名
大谷清美委員、尾上正史委員(宮崎史郷代理)、中芝督人委員、西村芳樹委員
5. 会長の選任
福岡県子ども・子育て会議条例(以下「条例」という)第5条第1項に基づき、委員の互選により、
会長として、精華女子短期大学 副学長 菱谷信子委員を選任。
6. 議事
(1)会議の運営について
 - ① 会長職務代理者の指名
条例第5条第3項に基づき、菱谷会長の指名により、会長の職務代理者として、筑紫女学
園大学 教授 西原尚之委員を選任。
 - ② 代理出席者の承認
福岡県子ども・子育て会議運営規則第5条第1項に基づき、菱谷会長の承認により、福岡
県私立幼稚園振興協会 会長 尾上正史委員の代理人として、同会 総務委員長 宮崎
史郷氏が出席。
 - ③ 幼保連携型認定こども園部会委員の指名
条例第6条第2項に基づき、菱谷会長の指名により、幼保連携型認定こども園部会に属す
べき委員として、以下の6名を選任。
 - ・ 福岡県私立幼稚園振興協会 会長 尾上正史委員
 - ・ 西南学院大学 教授 門田理世委員
 - ・ 宮若市認定こども園さくら幼児園 園長 古森直子委員
 - ・ 中村学園大学 教授 佐々木美智子委員
 - ・ 福岡県保育協会 副会長 武藤好美委員
 - ・ 福岡県保育協会保育士会 副会長 森田さゆり委員

(2) 福岡県子ども・子育て応援総合プラン(福岡県子ども・子育て支援事業支援計画及び福岡県次世代育成支援行動計画。以下「プラン」という)の策定について

(計画期間:平成27年度～31年度)

① 事務局説明

② 質疑・意見交換

I. 子育てと仕事が両立できる環境の整備について(子育て応援宣言企業、保育サービスの充実、子育て女性の就職支援、保育士の処遇改善)

(委員)

- ・プランの目標数値として、子育て応援宣言企業を(平成28年度までに)6,000社にする
と掲げられているが、ただ宣言するだけでは(実行性は)弱い。宣言内容の取組状況につ
いて、県は確認しているか。

(事務局)

- ・「子育て応援宣言企業」とは、企業自らが、従業員の仕事と子育ての両立を支援する具
体的な取組を宣言していただくことで、働きながら子育てできる環境づくりを推進するもの。
この取組を広げていくため、宣言企業数6,000社という数値目標を掲げている。
- ・具体的な取組については、子育てと仕事との両立に資する優良事例をまとめた冊子(優
良企業100選)の作成や、「子育て応援宣言企業5,000社大会」の開催など、折々に優
良事例を紹介し、それぞれの企業にあった子育て支援の取組の実施・充実を図っている。
さらに、今年度は「男性の育児参加の促進」の視点から、より一層の取組を呼びかける。

(委員)

- ・子育て中の母親の就職・再就職においては、短時間勤務の希望が多い。新制度では、
短時間勤務でも保育認定を受けられるようになったが、まだ過渡期のため、保育所等の
空きがなく、子どもを預かってもらえない場合も多い。今後、短時間勤務でも、安心して子
どもを預けて働ける環境が整うことを期待する。
- ・子ども・子育て会議では、整備等の進捗状況や先行事例について、情報提供願いたい。

(委員)

- ・専業主婦として、4人の子どもの子育て中。子どもの就学後は、再就職も検討しているが、
年齢等の制約もあり、条件に合う就職先を見つけるのは、とても厳しい状況。県が、子育
て中の母親の就職支援(子育て女性就職支援センター事業)を行うことで、「子どもの就
学前は、しっかり子どもに関わりたい。就学後は、仕事も頑張りたい」と願う母親の助けに
なる。
- ・プランに関して、学校や地域における子育て家庭への手厚い支援体制をありがたく思う
が、「親は、親として(子育てについて)の責任を持たなければならない」という文言があっ
てもよかったと思う。子どもの親としての自覚・覚悟を持ち、子どもに何か起こった場合に、
社会のせいにせず、自分の責任として考えられるもっと強い親が、子どもには必要。

(委員)

- ・ 現在、保育士の処遇改善に取り組んでいるが、現場ではなかなか難しい状況。自分の園でも、20代後半から30代前半の脂が乗った保育士が結婚・出産に直面している。せっかく育て上げた保育士に、また職場に復帰してもらうためにも、育児休暇をきちんと1年間取らせてあげたいが、トップが理解し、体制が整わなければとても難しい。三十数年前は、産前はぎりぎりまで働き、産後も3か月半でタオルを巻きながら職場復帰したという時代があったが、現在では通用しない。(子育てと仕事との両立できる環境を)きちんと確保したうえでの処遇改善が、今求められている。
- ・ (子育て応援宣言企業登録制度では)企業のトップが宣言するだけではだめ。宣言内容の取組状況を確認する仕組みが必要。

II. 教育・保育の質のモニタリング(計測)について

(委員)

- ・ 新制度では、全ての子どもの健やかな成長を支援するため、教育・保育等の「量の拡充」と「質の向上」を進めることとなっている。成果が数字で見える「量の拡充」は担保されやすいが、成果が数字で見えづらい「質の向上」をどのように担保していくかが課題。
- ・ 教育・保育の質をモニタリング(計測)するには、①政策(行政によるアプローチ)と②ミクロ(教育・保育現場のアプローチ)の両面から考える必要がある。例えば、幼稚園では学校評価、保育所では指導監査や任意の第三者評価が行われているが、県では(政策が与える効果を評価する)指標はあるか。

(事務局)

- ・ 県では、保育の質を担保するため、保育所等に対する指導監査を毎年度実施し、保育指針に基づく保育が行われているか確認している。新制度では、第三者評価の受審費用の補助を行い、受審を促している。また、保育従事者に対する研修を通じて、保育の質のより一層の向上に努めている。

(委員)

- ・ 学校評価や指導監査等の結果は、県民が閲覧できるよう公表されているか。例えば、横浜市では、市のホームページ上で、認可保育所全ての第三者評価結果を公表している。
- ・ 教育・保育の量と質は、車の両輪。量の拡充だけでなく、質の向上も併せて進める必要がある。質の向上を図る上で、県が果たす役割は大きい。

(事務局)

- ・ 指導監査の結果は、福岡県庁のホームページ上で公表。個別具体的な結果(法人名等)までは公表せず、全体的な結果(主な指摘事項、件数等)を公表している。
- ・ 新制度では、教育・保育施設の運営状況等を公表しなければならないこととされており、現在、国でシステム(子ども・子育て支援全国総合システム)の構築中である。このシステムにより情報公表を行っていく。

(委員)

- ・ 現在、4歳から小学校2年生までの子ども2,000人に対して、4年間かけて全国調査を行っているところ。幼稚園や保育所、家庭等での関わりが、小学校就学後に与える影響を縦断的に調査するにあたり、研究者だけで進めるには限界がある。例えば、保護者への調査など、行政でなければ実施できないことも多い。
- ・ プランに基づき、各施策・事業に取り組む上では、政策が子どもに与える影響を多面的に把握するため、包括的なモニタリングシステムの構築を検討してはどうか。5年後(計画期間終了後)の総括として、福岡県の子ども達のために、どのようなアクションが一番よい効果をもたらすか分かるものが指標として出てくれば、県民が安心して子育てできる社会づくりに繋がる。

III. 認定こども園への移行にかかる利点・課題について

(委員)

- ・ 幼保連携型認定こども園とは、教育・保育を一体的に提供する施設。保護者の就労状況に関わらず、3～5歳の全ての子どもに幼児教育を提供できる環境を整えたいと移行を決めた。学校かつ児童福祉施設である性格上、幼稚園と保育所の両方の要件を満たすことが必要であり、学校評価と指導監査の両方の受審が必要。
- ・ 認定こども園になって一番喜んでいるのは保護者。従来、子どもを保育所に通わせていた保護者からは「保育内容が(良い方向に)変わった」という声が寄せられている。この背景として、研修体制の確立による、職員の幼児教育への理解の深まり等がある。
- ・ 認定こども園への移行にあたり、(環境の変化に伴う)子どもへの影響や、在園時間の長短等の違いを踏まえた子どもとの関わり方などを懸念していたが、子ども達の適応力や保護者の理解に支えられ、特に問題は起こっていない。
- ・ 幼稚園と保育所には文化の違いがある。認定こども園への移行には、まずは職員の意識改革が必要。宮若市には、現在、幼保連携型認定こども園が1園、幼稚園が4園、公立保育所が1園、私立保育所が3園あり、保幼小連携を視野に、合同で研修会も開催。研修会を重ね、(子どもの発達)の繋がりを考慮した教育・保育のあり方を一緒に検討している。

IV. きめ細やかな対応が必要な子どもへの支援について(被虐待児、障害児等)

(委員)

- ・ 子ども・子育て支援新制度は、すべての子どもが健やかに成長するように支援するもの。被虐待児や障害児などから利用申込みがあった場合、施設・事業者はできる限り受入を行うよう努めなければならない(応諾義務)が、受入数は増えているか。
- ・ 新制度では、公定価格上、(地域の子育て支援・療育支援に取り組むための)人件費加算が可能であるが、これまでに被虐待児や障害児等の受入ノウハウがない施設では、現場の体制が整わず、受入が進まないのでは。

(事務局)

- ・ 保育所の利用児童数は、毎年4月1日時点での調査(福祉行政報告例)で把握。毎年、保育所の定数増を図っていることから、県全体での利用児童数は増えているが、具体的な内訳までは把握できていない。今後、市町村とも連携しながら、受入状況の把握に努めたい。

(委員)

- ・ 幼稚園、保育所と比較して、学童保育では障害児の受入体制が整っていないと感じる。障害児のなかには、学童保育から利用を断られ、民間企業が行う預かりサービスを利用する子もいる。
- ・ 新制度では、地域の保育所、幼稚園、認定こども園が踏ん張って、(障害児等も含めた)地域の子ども達を受け入れる仕組みを作ろうとしていたのではないか。「金になるから」と子育て支援分野への民間企業の参入が急速に進んでいるが、これが本来目指していた地域支援、子育て支援のあり方なのか疑問を感じる。
- ・ 今後も、障害児等の利用ニーズは高まるだろう。受入体制を整えるために、県として、市町村に対してどのように支援・助言していくのか。

(委員)

- ・ 学童保育では、ようやく制度が整いはじめ、小学6年生まで受け入れるようになったが、学童保育を必要とする児童数に対して、受入施設数が少なく、まだ十分な受入体制が整っていない。小学校の空き教室等を活用したり、新たな施設を建てたりして整備しているが、市町村によっては整備が難しい場合もある。
- ・ 障害児の利用が断られた件は、おそらく、入所児童が増えたか、支援員不足のため、きめ細かな対応ができる体制ができていないという現場の声があつてのことではないか。市町村によっては、特別な支援が必要な児童に対し「障害児加配支援員」を配置して対応しているが、学童保育全体ではそこまでの受入体制は整っていないのが実情。今回、「放課後児童クラブ運営指針」の中で、障害児等への対応が明文化されたことに伴い、今後十分な受入体制が整備されることを望む。
- ・ 障害児等の預かりサービスへの民間企業の参入が進んでいる件に関しては、何万円もの利用料を徴収している例もある。一般家庭でも高額と思われる利用料であり、まして貧困家庭等が利用できる状況とはとても言い難い。

(委員)

- ・ 民間企業のなかには、「障害のある子どもの居場所づくりは、今後大躍進の分野。わずか〇年で営業利益〇千万円」という内容でフランチャイズ募集のチラシを大量に配っているところもある。公的資金を受けている事業者は、公的監査の対象となっているのか。
- ・ 国は、このような状況を想定して、子ども・子育て関連3法をつくったのではないと思う。私達が子ども・子育て会議の委員である以上、それぞれの自治体で起こっている事象の精査を行い、会議で論議していかなければならない。

(委員)

- ・ 保育とは、利益を出す性質のものではない。質の高い教育・保育を提供するために公的資金が投入されているのであり、仮に利益が出ているのであれば、子どもや保護者に還元されるべき。そのあたりのチェック体制はあるか。

(事務局)

- ・ 放課後児童クラブ(学童保育)については、新制度施行に伴い、これまでの「放課後児童クラブガイドライン」が見直され、運営や設備に関するより具体的な内容を定めた「放課後児童クラブ運営指針」が新たに策定されたところ。市町村では、新たな施設整備や職員確保など必要な受入体制の整備を進めているが、まだ追い付いていない部分もある。
- ・ 新制度では、施設型給付の各種加算等を始め、様々な取組に応じた財政支援が設けられている。国の方針が決まったのが平成26年度末と遅く、平成27年度当初から必要な受入体制を整えることができなかつた施設・事業者、市町村もあると思う。今後、制度上の支援について、市町村に対する説明会を行うなど、県として十分な周知・指導を行って参りたい。

(委員)

- ・ 市町村や施設によっては、施設型給付の各種加算等について、正しく理解していないところがある。取組内容に応じた加算をきちんと受けられるよう、県から説明・指導願いたい。
- ・ 新制度は、素晴らしい制度。子ども・子育て支援の充実・発展のため、行政と学識経験者、施設・事業者が知恵を合わせて進めることが必要。

(委員)

- ・ 保育所は、年齢等の面で受入体制が幅広く、障害児の受入も進んでいる。当園(認定こども園)でも、各学年(0歳児から5歳児)に1~2名受け入れている状況。
- ・ 県が実施する「障害児等療育支援事業」を活用し、障害児が通園する幼稚園や保育所、認定こども園等の職員向けの研修を受講。月1度程度の療育支援では、担当者(臨床心理士)から、障害児の状態に応じた療育の指導・助言を受ける。
- ・ 障害児をどう育てていくか考える上で、関係機関との繋がりが大切。例えば、病院への通院にも必ず園長又は担任が付き添うなど、障害児の状態や今後の支援について関係機関と連絡・連携できる関係をつくることで、発達支援に関わる職員の資質と理解も深まる。

(委員)

- ・ (子どもの育ちの連続性を保つため、特性や配慮事項を記載した)幼稚園・保育所の要録について、小学校で上手く活用されていない状況がある。きめ細やかな対応が必要な子どもがいても、学童保育には必要な情報が伝わっていかない。子ども・子育て会議では、こうした現場の課題を吸い上げて、改善を図っていかねばならない。

V. 社会的養護体制の充実について(自立支援策の強化、虐待防止対策としての子育て短期支援事業の活用)

(委員)

- ・ 社会的養護について、「施設内のサービス」の面では、今年度から措置費の改善がなされ、従来よりも手厚い職員配置が可能になった。また、国の主導(子ども・子育て支援法)により、都道府県計画のもと、今年度から15年かけて、施設の規模を一定程度に制限し、一般的な家庭環境に近いよりよい住環境で子どもを育てようという動きが始まったところ。
- ・ 一方で、「自立支援策の強化」の面では、まだ力が及んでいない。施設退所後(高校卒業後)の進学に対する支援施策が薄く、奨学金やアルバイトにより進学する子もいるが、進学率は一般家庭と比べて圧倒的に低い状況。自立支援の段階で躓いた子には、子育て支援の施策体系が想定するライフステージ(出会い・結婚～妊娠・出産～子育て)のスタートラインに立つのが難しかったり、思いがけない妊娠で心の準備ができないまま子育てを始めたりする子もいる。社会的養護で生活せざるを得ない子に対しては、適切なスタートラインに立たせてあげる支援が必要。学習環境の充実を図るため、数年前から中学生の学習塾への通塾費用の支援が始まったほか、今年度からは高校生の通塾費用も一定額認められるようになったが、大学等への進学費用は本人又は施設の負担。今後の課題として、共有したい。
- ・ ショートステイ事業(短期入所生活援助事業)、トワイライトステイ事業(夜間養護事業)は、元々は子育て支援として始まった取組だが、ここ数年は児童虐待防止の意味合いが強い事例が多い。ショートステイ事業で預かる児童と、措置(養護問題発生)で入所している児童にあまり差異がない事例が増えている印象。受入件数も非常に増えており、10年前は年間延べ50名程度だったのが、現在は400名程度。特に夏休みが多く、ほぼ毎日見慣れない児童がいる状態。プランでは、ショートステイ事業、トワイライトステイ事業の実施市町村数が目標数値に掲げられているが、(市町村毎の)制度の有無よりも、受入先がきちんと確保されているかが重要。また、子育て支援だけでなく、虐待防止の意味合いも強いことを考慮して制度を構築することで、よりよい子育て支援に繋がるのでは。

VI. 新制度施行初年度の市町村の現状について

(委員)

- ・ 認定こども園は、都市部では待機児童解消対策として有効な手段であるが、地域によっては施設間での子どもの奪い合いを招く場合もある。地域の子どもの減少に伴い、幼稚園から認定こども園への移行希望が増えている一方、既存の保育所からは不安の声が上がっている。認可・認定権者である県には、市町村が施設間の調整に苦慮している状況にあることを認識してもらいたい。

(委員)

- ・ 市町村の現状を、施設・事業者に知ってもらいたい。1万4千人の人口に対し、子育て支援の担当職員は3人のみ。施設・事業者や保護者からの問合せ対応をはじめ、待機児童解消に向けた施設整備や保育士確保など、目の前の課題の処理で精一杯の状況。

- ・特に、保育士不足は喫緊の課題。子どもを預けたい保護者が増えている一方、保育士のなり手が少なく、数が足りていない。

(委員)

- ・国は、1994年(平成6年)のエンゼルプラン、2004年(平成16年)の子ども・子育て応援プランなど、おおよそ10年ごとに少子化対策の方針を変えている。今回の子ども・子育て支援新制度は、生産年齢人口の減少を背景に、「女性の活躍」のため、少子化対策を大きく変更するもの。国の方針変更のたびに、自治体がとても混乱させられていることを理解する必要がある。

VII. 子ども・子育て支援に対する市町村間格差について

(委員)

- ・新制度では、(子ども・子育て支援に対する取組の)市町村間格差が目立つ。1号認定の利用者負担については、A市では最高でも7,800円程度に抑えられている一方、B市では25,000円程度で、国基準の25,700円から700円程度の減額しかなされていない状況。市町村長の子育て支援に対するスタンスの違いにより、市町村間の取組に格差が生じ、子育て支援がより手厚い市町村へ、近隣市町村から子育て世帯が転入する事例も起きている。
- ・新制度は、子どもの最善の利益のための制度ならば、こうした市町村間の格差は無くすべき。市町村独自の努力は必要だが、利用者負担が数百通り、数千通りにもなることが、本来この制度が目指すものか。より良い制度とすべく、国へも進言している。
- ・保護者の就労状況に関わらず、どんな子どもでも預かることができるのが認定こども園の良さだが、市町村によっては、他市町村に居住する2号・3号の子どもの受入を認めない場合もあり、新制度の目的と整合性が取れていないように思う。新制度の良さを保護者に感じてもらうためにも、市町村が行う利用調整について県からも指導願いたい。

(委員)

- ・新制度の最大の魅力は、どの教育・保育施設等を利用して、同じ(質が高い)保育を受けることができ、また、希望する施設を利用できること。現状では、施設間や市町村間で差があるため、今後その差を埋めていく作業が必要。

(3) 閉会